令和７年７月

お客さま 各位

氷見伏木信用金庫

「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた取組みについて

平素は、当金庫に格別のご愛顧を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

この度、当金庫では、政府・産業界・金融界が一体となって推進している「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた取組みの一環として、下記の対応を実施することになりましたので、ご案内いたします。

手形・小切手機能の電子化は、「手続きの簡素化」、「紛失・盗難リスクの回避」、「コストの削減」など、お客さまとお取引先双方にとってメリットがある取組みとなります。お客さまのご理解を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

１．当座預金の新規開設終了

2025 年（令和７年）７月 31 日（木）をもちまして、当座預金の新規開設を終了します。

事業性預金の口座開設には、「普通預金」または「無利息型普通預金（決済用預金）」をご検討ください。

２．払戻請求書による当座預金からの払戻しの取扱開始

2025 年（令和７年）８月１日（金）より、小切手に代わる払戻方法として、当金庫所定の払戻請求書による当座預金からの払戻しの取扱いを開始いたします。

※本取扱いは当座預金の口座開設店で自身（自社）の払戻しに限ります。小切手のように持参人（第三者）へのお支払いにはご利用いただけません。

３．2027 年４月以降を期日とする手形・小切手の代金取立ての受付終了

2025 年（令和７年）７月 31 日（木）をもちまして、2027 年（令和９年）４月以降を期日とする手形等（2027 年４月以降を振出日とする先日付小切手を含む）の代金取立の受付を終了いたします。

４．手形・小切手帳の発行終了

2026 年（令和８年）３月 31 日（火）をもちまして、約束手形帳・為替手形帳・小切手帳・自己宛小切手（保証小切手）の発行依頼の受付を終了いたします。

【手形・小切手に代わる資金決済サービスのご案内】

当金庫では、電子的決済手段として「法人インターネットバンキング」「電子記録債権サービス（でんさい）」「でんさいライト」をご用意しておりますので、ご利用をご検討ください。

※詳しくは、お取引店の窓口までお問合せください。

以上